

佐賀県告示第 141 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、次の知事監視製品の指定は失効した。

平成 27 年 3 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事監視製品の名称

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic nEW 2nd（販売名が Baby new 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (2) 次の写真に示すとおり、被包に「CATIWARI 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
 - (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth Psychedelic 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (4) 次の写真に示すとおり、被包に「syndrome」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (5) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP BLUE 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Gorilla 2nd nEW（販売名が Gorilla Powder New 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- （「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 失効日

1 の(1)及び(2)については、平成 27 年 3 月 2 日

1の(3)から(6)については、平成27年3月6日

3 失効の理由

1の(1)、(3)、(4)及び(5)については、当該知事監視製品が条例第2条第3号に掲げる薬物を含有することが判明したため

1の(2)及び(6)については、当該知事監視製品が条例第2条第6号に掲げる薬物を含有することが判明したため